

# 広域連携の仕組みと運用について

## 共同処理制度

## 制度の概要

## 運用状況(H30.7.1現在)

法人の設立を要しない簡便な仕組み

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

○締結件数: 319件  
○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 240件(75. 2%)、その他: 79件(24. 8%)

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数: 211件  
○主な事務: 消防41件(19. 4%)、広域行政計画等27件(12. 8%)、救急25件(11. 9%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数: 446件  
○主な事務: 介護区分認定審査127件(28. 5%)、公平委員会115件(25. 8%)、障害区分認定審査106件(23. 8%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数: 6, 628件  
○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 402件(21. 2%)、公平委員会1, 180件(17. 8%)、競艇861件(13. 0%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

○代替執行件数: 3件  
○上水道に関する事務: 1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務: 1件

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数: 1, 466件  
○主な事務: ごみ処理400件(27. 3%)、し尿処理326件(22. 2%)、救急268件(18. 3%)、消防268件(18. 3%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数: 116件  
○主な事務: 後期高齢者医療51件(44. 0%)、介護区分認定審査46件(39. 7%)、障害区分認定審査31件(26. 7%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
- (注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 「定住自立圏構想」の推進

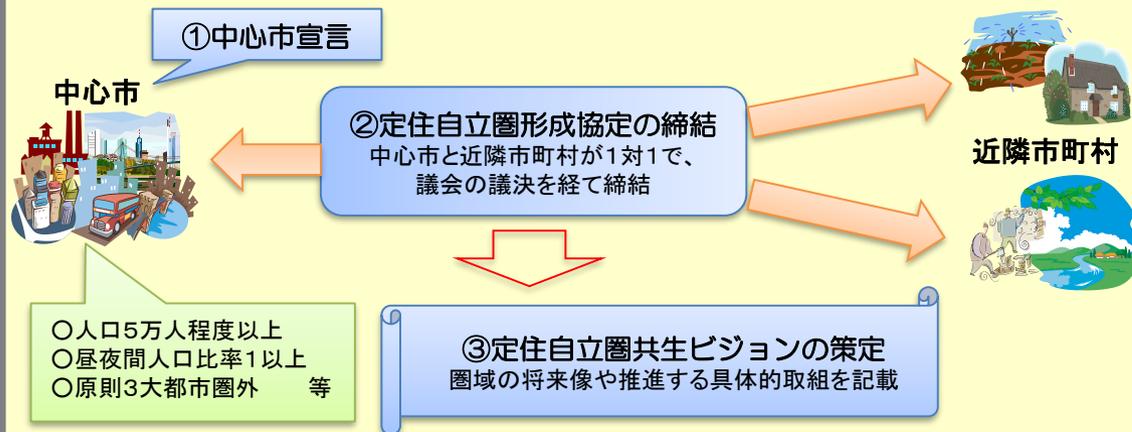
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

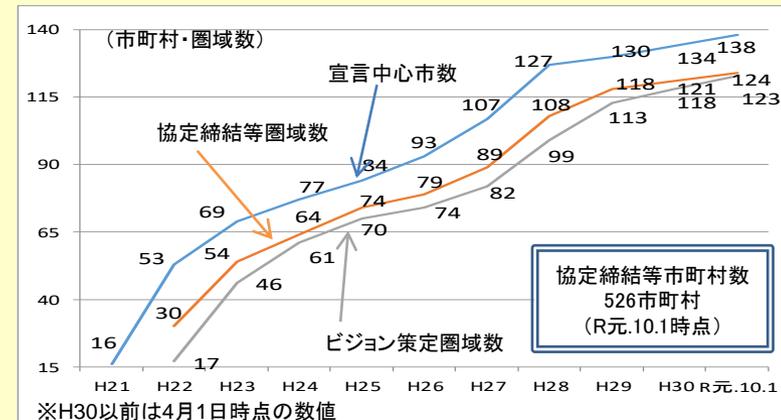
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (R元.10.1現在 124圏域)



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)  
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)  
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

## ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

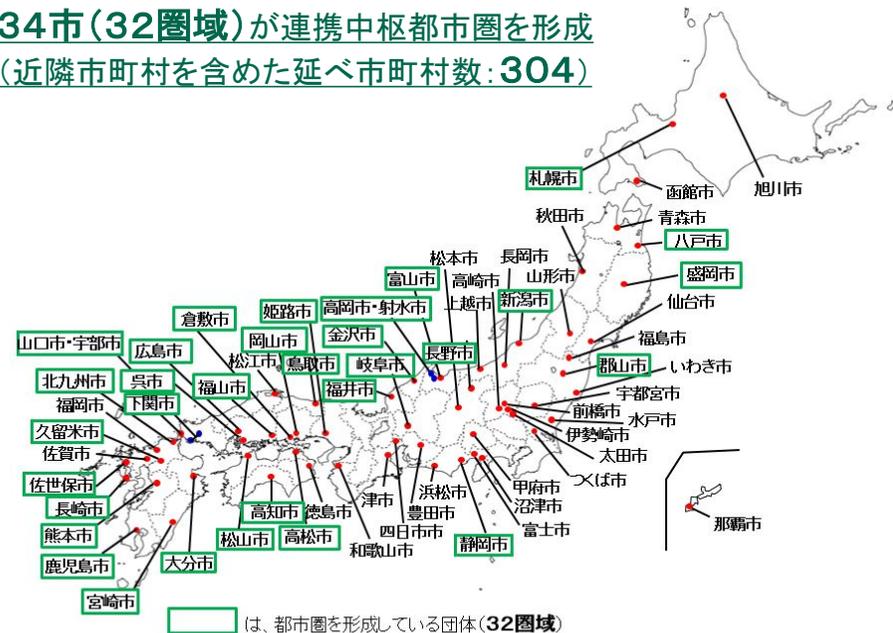


連携協約の締結



都市圏ビジョンの策定

平成31年4月1日現在、  
**34市(32圏域)**が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



● は、連携中枢都市の要件を満たす市(61市) ※中核市に移行していない市も含む

### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。